

東京財団

提言：「給付付き税額控除」の導入に向けた具体的な制度設計

東京財団上席フェロー／一橋大学経済学研究科、国際・公共政策大学院教授 佐藤主光
東京財団上席フェロー／慶應義塾大学経済学部教授 土居丈朗
東京財団上席フェロー／法政大学経済学部教授 小黒一正
(取りまとめ責任者) 東京財団シニア政策オフィサー 森信茂樹

基本的な考え方—2段階で実施

「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が国民会議で始まった。欧米諸国などに導入されているこの制度は、所得に応じたきめ細かい税額控除・給付を行うことにより所得再分配を行うとともに、中低所得者の勤労インセンティブを高める政策目的がある。わが国に即して言えば、就職氷河期世代の非正規雇用者などセーフティネットからこぼれおちる者への経済支援であると同時に、就労を支援し人手不足を解消する成長戦略でもある。名称の由来は、米国において低所得の勤労者への就労支援を税額控除と還付（給付）を組み合わせた形で行っていることによる。

本稿では「給付付き税額控除」を中低所得者への新たな支援（第1のセーフティネットである雇用保険などの社会保険、第3のセーフティネットである生活保護、この「中間に位置する」第2のセーフティネット）と位置付け具体的な制度設計を提示する。1年後に既存の税制・社会保険制度との調整を要さない形で「給付付き税額控除」を導入し、情報連携基盤の整う3年後に本格的な制度とする「2段階」実施とする。

ここで論点になるのは①対象者、②手法、③所得情報の把握、④所得制限の有無など水準の決定、⑤実施主体、⑥財源である。各々について以下のように提言する。

提言1：勤労者個人を対象とした支援

給付付き税額控除の対象は「勤労者」とする。勤労者とは具体的には社会保険（厚生年金等）に加入して保険料を払っている者を指す。年金を受給しつつ就労する高齢者は含まない。パート労働をする「第三被保険者」、所得税の「特定扶養親族」になっている学生アルバイト等も対象としない。また就労促進の観点から「個人単位」とする。したがって、同一世帯内の他の構成員の所得等は給付付き税額控除の支給要件や支給額には反映させない。なお物価高で年金、特に低年金生活者の生活が困窮しているという問題があるが、この問題は別途基礎年金の底上げなど年金制度の見直しの中で対処することとする。

特に、この対象者は、既存の社会保障給付では支援できない人たちである。なぜなら、公的

年金給付や年金生活者支援給付金が受けられるほど高齢ではなく、生活保護給付を受けるほど低所得でもないからである。さらに、子を持たなければ、児童給付も受けられない。既存の社会保障給付では支援できないからこそ、新たな制度が必要である。

対象者を勤労者個人に絞るとすると、高齢者が含まれていないため、巷間で高まる「給付付き税額控除」に対する期待に反するという見方に対しては、高齢の年金受給者や生活保護受給者は、既存の社会保障給付を用いて対応すればよい。公的年金制度（年金生活者支援給付金を含む）や生活保護制度で給付額を物価高に対応できるよう別途調整することは排除しない。児童手当も同様である。

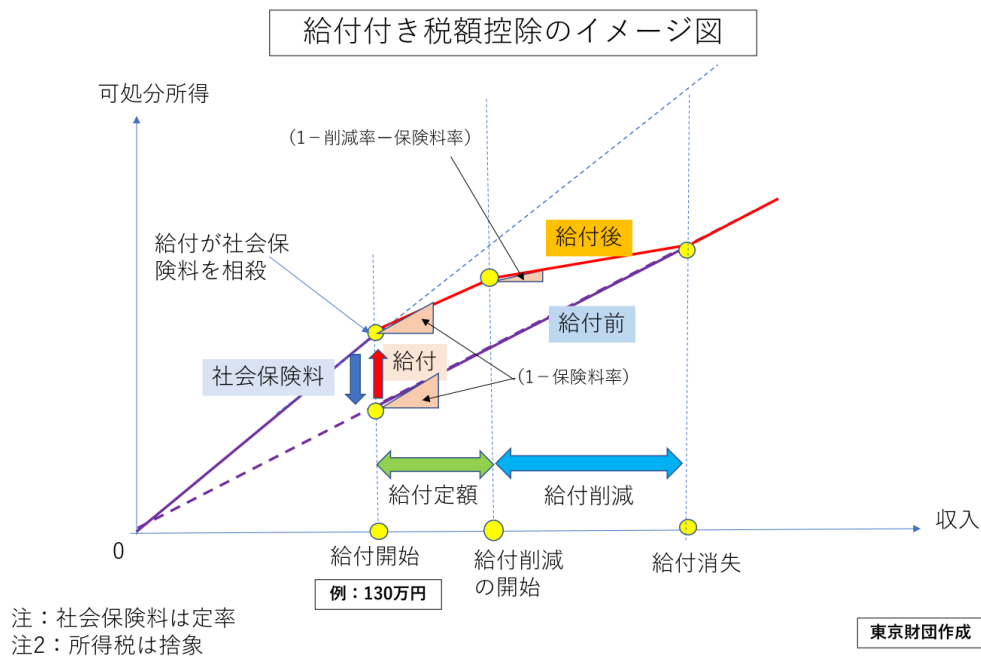
提言 2：年収の壁を作らないよう給付を段階的に減額

給付付き税額控除は当面年収 300 万円程度までの勤労者を対象とし、「年収の壁」を作らないよう（年収 300 万円など）基準となる年収を超えたところから「段階的」に給付付き税額控除を減額していく仕組みとする。

米国の勤労所得税額控除（EITC）のように年収 100 万円など低い収入水準で給付付き税額控除額を「増」させ、就労へのインセンティブを働かせることも一案だが、所得情報（金融所得要件を含む）の正確性が担保されない段階では、当面は「定額部分」と「減額部分」で構成する。

図表 1 は、就労促進の観点から社会保険料負担が生じ始める年収 130 万円以上を最低収入として給付を行う場合のイメージ図である。収入が極端に低く、住民税の「非課税世帯」、あるいは「生活保護世帯」になっている者については既存の支援で対応できる。ただし、自営業者に関しては給付付き税額控除の資格要件としてなんらかの「就労実態」の確認が必要となる。

【図表 1】



提言 3：公金受取口座を通じた給付で実施

給付付き税額控除の手法は事務の煩雑さなどから原則「給付」とする。中低所得の勤労者への支援なので、税額控除と給付の2つが考えられるが、「公金受取口座」を活用して給付に一本化することが効率的である。確定申告が一般的な米国およびカナダでは税務署が国民との接点となり申告の際に給付付き税額控除が適用されるが、年末調整が普及するわが国では多くの国民は税務署と接する機会はないことを念頭に置く必要がある。また公金受取口座への登録を給付の要件とする。そうすれば、東日本大震災などの大規模災害等で被害を被った人々に対し、給付付き税額控除は、定額給付金のような従来の手法とは異なり、個別の所得状況の変化に応じてターゲットを絞り、適切なタイミングで機動的に支援を届ける機能を持たせることも可能となる。

なお、3年目以降は企業を通じた年末調整での所得税の還付、あるいは社会保険料負担の軽減も選択肢の1つとなる。公的年金は国の制度であること、社会保険料の中でも公的年金保険料が特に重いことから、例えば、国が「日本年金機構」に給付額を支払い、それに応じて厚生年金の源泉徴収などを軽減する方法で保険料（本人負担）から給付を充当することも考えられる。

提言 4：自治体の所得情報とガバメント・データ・ハブ（仮称）の活用

所得情報については当面、市町村が保有する「合計所得金額」を国に提供する。合計所得金額は前年所得であること、勤労所得（給与所得・事業所得）以外の不動産所得等も含む一方、確定申告されない金融所得は反映されないなどの問題がある。しかし、現時点で取得可能な唯一の所得情報であり、給付付き税額控除の速やかな実施のためこれを活用する。なお金融所得については、後期高齢者医療制度における金融所得勘案の仕組みができればそれを援用できる。

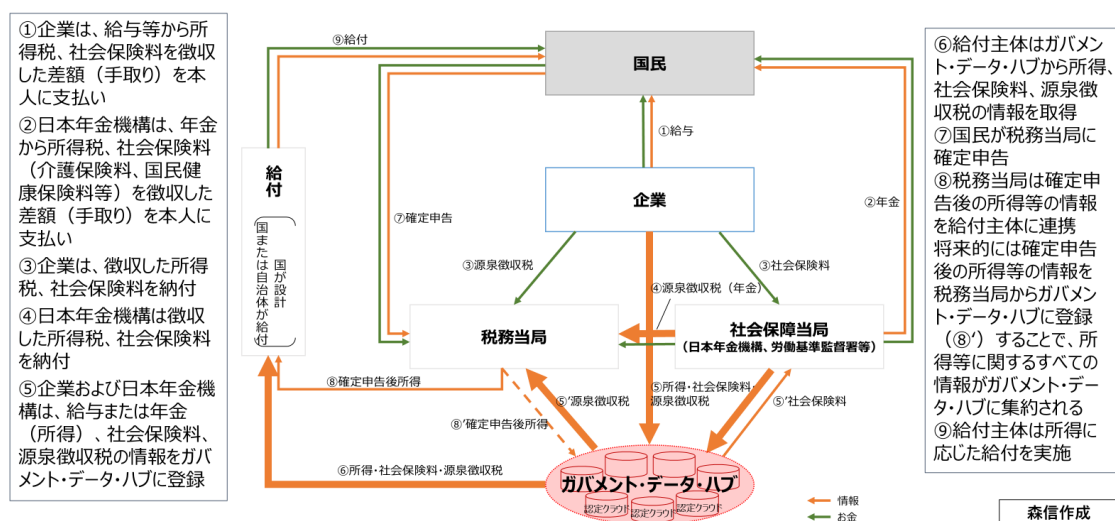
合わせて、国のガバメントクラウドや国税と地方税の情報連携の仕組みを活用してデータベースを構築する。3年目以降は企業等から直接、ガバメント・データ・ハブ（仮称）に所得情報が提供される体制を整え、正確かつ迅速な所得情報の取得と給付付き税額控除への反映を進める。その際、英国のような毎月のデータ取得・情報連携を目指す。

ただし、フリーランスを含む個人事業主については、正確な所得情報を得るため、課税が発生しない場合でも「確定申告」を要請し、マイナポータルでの記入済み申告と e-Tax を活用した手間のかからない申告を進めて対応していくこととする。

（注）ガバメント・データ・ハブ（仮称）とは、民間企業等が従業員の所得情報等をデータで認定クラウドに保存し、それを国、地方の各行政機関、日本年金機構がそれぞれ活用できる仕組みをいう。給付付き税額控除に限らず、自治体の（現年所得に基づく）個人住民税の徴収、手当等の支給決定などに提供された所得情報の幅広い活用を進める。（図表 2）

【図表 2】

ガバメント・データ・ハブによる税（所得情報）と社会保障給付の連携（イメージ）



提言 5：給付は国の事務

これまで給付は地方自治体が担ってきた。給付付き税額控除は国の制度であるため、国が責任主体として所得情報の把握、給付付き税額控除額の決定を行う。合わせて対象者の「公金受取口座」への振り込みも担う。ただし、1年後までに実施体制が整わないようであれば、3年目までは従来通り、自治体が振り込み業務を行うことも排除しないがそれ以降は体制整備と合わせて事務を国へ移管させる。給付付き税額控除は申請を要さない「プッシュ型」が理想であるが、システムが間に合わないようであれば「オンライン申請」から始める。

提言 6：財源は所得税制の見直しと社会保障制度改革

給付付き税額控除に要する財源は1年目分を含め、今後の所得税制度の見直しや社会保障制度の見直しで捻出することを原則とする。具体的には令和7年度・8年度税制改正における基礎控除の上乗せ特例措置の見直し、人的控除の税額控除化、給与所得控除の縮減などが考えられる。また社会保障制度においても休職者支援制度など既存の制度との整合性を進めていく。ただし、低所得勤労者の負担が純増しないよう給付付き税額控除の金額を調整する必要があることは言うまでもない。

ちなみに令和国民会議（令和臨調）（2025年4月25日）が提言する「勤労支援給付制度」は、世帯年収が生活保護水準以上280万円程度までの水準に対して年額28万円の給付とし、現役世帯の年収の中央値（480万円程度）までを給付上限として給付額が逡減するという内容で、給付対象世帯は約90万世帯、財源は3000億円程度と試算している。

この辺りの詳細（財源ねん出や家計に与える影響の試算など）については、今後東京財団のメンバーから適時公表することを予定している。

将来的には、「社会保障・税一体改革2.0」としてさまざまな税財源を選択肢とした議論が行われることを期待したい。